

〔骨董集 上編 下末〕天和貞享の比の雛人形〇圖

井原西鶴が遺稿を、元祿八年印行せる、俗つれんといふものあり、四のまきに、美女のすがたを  
るがけり、そのさま、此ひいなにいさゝかもたがはず、その繪のかたはらにかきて云、まめつけ島  
田。かみさきもあともおなじたけにして、まん中にひらもとゆひをかくる、又云、ふきまへがみく  
ちらのひれのまがりたるものを入れて、かみのうごかぬやうにす、又云、ふきびん云々といへるも  
此ひいなのおさまによくあへれば、これを天和貞享のころのものともさだむ、西鶴がさうしかける  
は、おほかたそのころなればなり、かゝれば此ひいなのかみは、まめつけ島田ふきまへがみ、ふき  
びんといへるゆひふりとまゑるべし、

寶髻

〔歷世女裝考 三〕寶髻はつげといふ髻

唐土は、國の開闢より、女も卷髮風俗なるゆゑ、歷世に髮の結ひやうに名ある事、彼國の書どもに  
散見する處、枚舉に違あらず、御國は神の御代より、女は垂髮なるから、髮のゆひやうに名ありし  
事さらになし、然るに人王六十代醍醐天皇の御世にいたりて、結髮するに寶髻といふ名、始て延  
喜式衣服令下にみえたり、されど宮女皆寶髻なるにはあらず、内親王内命婦禮服の時は寶髻なり、  
支註に、一品已下五位已上寶髻を去るとあり、此寶髻の事を令義解に、寶髻とは金玉を以て飾物  
なり、是乃神代の餘風なりといへるは、神代は男女とも髻に殊を飾る事、前にいへるが如し、さて  
此寶髻の形狀は、安齋隨筆赤鳥の卷に上ツ代の結髮といふは、垂髮を頂の上へとりあげて、瘤の如く  
にしてそれを結て、釵子を刺なりといはれたり、雅亮裝束抄に、釵子の刺様くはしくみえたれど  
も、寶髻の事はみえず、たゞ釵子につけてある紐を頭にいふしかたをくはしくまゑるしあるをお  
もへば、寶髻なりし事推てまゐる、いと後の物ながら、さいしをかざりたる圖をこゝに出して、榮  
花、源氏、枕のさうし、式部が日記などにもさいしとして云々とある、そのさま寶髻のゆひふりを